をいう。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。 7　教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における芸術に関する教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。	をいう。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。 7　教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における芸術に関する教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。
第三章　［略］	第三章　［略］
第八十七条　［略］	第八十九条　［略］
第四章　［略］	第四章　［略］
第八十八条　［略］	第九十条　［略］
附　則	附　則
（初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室の所掌事務の特例）	（初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室の所掌事務の特例）
第四条　初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室は、第二十六条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書の編集及び改訂に関する事務をつかさどる。	**第四条**　初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室は、第二十六条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書の編集及び改訂に関する事務をつかさどる。
（文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）	（文化庁文化財部熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）
第九条　第八十四条第五項の熊本地震災害復旧対策調査官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。	**第九条**　第八十八条第一項の熊本地震災害復旧対策調査官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。
備考　表中の［　］の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

（独立行政法人国立科学博物館に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人国立科学博物館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（評価に関する庶務） **第十六条**　科学博物館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。	（評価に関する庶務） **第十六条**　科学博物館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文部科学省生涯学習政策局社会教育課において処理する。

○厚生労働省令第百二十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条並びに人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）第三条及び第五条第三項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令

人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から第十号までを次のように改める。

（独立行政法人国立美術館に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人国立美術館に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（評価に関する庶務） **第十六条**　国立美術館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。	（評価に関する庶務） **第十六条**　国立美術館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁文化部において処理する。

○文部科学省令第三十号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令を次のように定める。

平成三十年十月一日

文部科学大臣　林　芳正

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（禁止物質）

第二条　法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千十八年の禁止表（二千十八年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。

（国際規約に違反する行為）

第三条　法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（ＷＡＤＡ）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千十六年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。

一　禁止物質の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為

二　禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為

三　ドーピングの検査を妨げる行為

四　ドーピング防止国際規約第二条第三項に定める行為（前各号に掲げるものを除く。）

附　則

この省令は、法の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。